「中小企業等事業再構築促進補助金交付要綱」、 「中小企業等事業再構築促進補助金(新市場進出)実施要領」、 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等 に基づく基本的事項の公表

令和6年3月

基金の名称	中小企業等事業再構築促進基金
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構
基金の額 (国庫補助金相当額)	2,540,827,587,000円
基金事業の概要	中小企業等事業再構築促進補助金(新市場進出)実施要領及 び中小企業等事業再構築促進補助金(省力化投資)実施要領 (以下「実施要領等」という。)に定める補助事業を実施す るための基金の造成、管理・運用を行うとともに、中小企業 等の事業再構築、省力化投資の経費の一部を補助する。
基金事業を終了する時期	実施要領等において定めている補助事業期間(中小企業等事業再構築促進補助金(新市場進出)実施要領においては令和8年度末、中小企業等事業再構築促進補助金(省力化投資)実施要領においては令和9年度末)が終了し、補助事業者からの補助事業に係る事業化状況報告(補助事業終了の翌年度以降5年間)に係る業務及び補助事業者の目標未達に対する補助金の一部返還に関する業務が終了するときのうち、遅い方までとする。
定期的な見直しの時期	毎年度
基金事業の目標	新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、省力化投資又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。